

JKA交付金制度の改善を求める意見書（案）

近年、競輪事業は、長引く景気の低迷やレジャーの多様化などの影響を受けて、車券の売り上げが大幅に減少している。

各競輪事業施行者においては、経営の合理化・効率化・開催経費の削減等、事業継続に向けて懸命な努力を続けているものの、収支状況は悪化の一途をたどっている。

平成22年度においても売り上げの落ち込みは激しく、このままでは競輪事業から撤退せざるを得ない施行者が続出することが予想され、一刻の猶予も許されない状況となっている。

こうした中、経済産業省の競輪事業のあり方小委員会においては、JKA交付金（自転車競技法に基づき、競輪施行者が、競輪振興法人である財団法人JKAに対し、交付を義務づけられた交付金）を含めた競輪事業のあり方について検討され、去る6月1日に報告書が取りまとめられた。この小委員会では、経済産業省から更なる落ち込みが見込まれるとする競輪事業の売り上げ予測や、競輪場の統廃合を前提とした競輪事業の採算性の試算などが資料として提供され、大変厳しい状況にあることが改めて示された。

本府においては、現在、競輪事業のあり方についてその存廃も含めた検討をしているところではあるが、まずは現在継続している競輪事業の収支改善に向けて最大限の努力を本府が行っていく必要があることは言うまでもない。

その上でも、全国的に共通した大変厳しい状況を鑑み、競輪事業そのものの収支構造を改善していくためにも、交付金の交付率の大幅な削減が必要不可欠である。

よって、国においては、これまで我が国及び地域社会に貢献してきた競輪事業について、下記事項のとおり見直されるよう強く要望する。

記

- 1 競輪事業が、社会経済状況の悪化と硬直化した制度により、その事業の継続が困難となっている状況を踏まえ、直ちに交付金率を相対で1%以下とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
経済産業大臣	海江田万里	殿

京都府議会議長 近藤 永太郎

再生可能エネルギーの導入・利用促進を求める意見書（案）

太陽光、太陽熱、地熱、小水力、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、環境負荷が少なく、自給的で枯渇することがないエネルギー源として注目されている。特に、今回の東日本大震災及び原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策における再生可能エネルギーの重要性は一層高まっていくものと見込まれており、地球温暖化対策の観点からも、その導入・利用促進を積極的に進めるべきである。

しかしながら、我が国における再生可能エネルギー政策は立ち遅れており、国内の全発電量に占める再生可能エネルギーの割合は3.4%程度と極めて低い状況にある。

国による再生可能エネルギーの導入・利用促進に係る支援策は、これまでで研究開発と初期投資への補助金を中心に据えた施策や、太陽光発電に係る余剰電力買取制度による施策などが実施されてきたが、いずれも限定的な取組であった。

現在、国は再生可能エネルギーに関し、全量固定価格買取制度の導入に係る法整備を検討しているが、見直しが求められるエネルギー政策のなかにおいても、再生可能エネルギーの位置づけが明確になっていない現状にある。

よって、国におかれては、次の事項に取り組まれるよう強く求める。

- 1 これまでのエネルギー政策を見直し、再生可能エネルギーの導入・利用促進を重点分野として位置づけること。
- 2 固定価格買取制度の拡充を図ること。
- 3 再生可能エネルギーの導入・利用促進に係る法整備等の支援策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿	
参議院議長	西	岡	武	夫	殿	
内閣総理大臣	菅		直	人	殿	
財務大臣	野	田	佳	彦	殿	
経済産業大臣	海	江	田	万	里	殿
環境大臣	江	田	五	月	殿	

京都府議会議長 近藤 永太郎

## 東日本大震災等における妊婦及び胎児に対する支援の充実等を求める意見書（案）

去る3月11日に発生した東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所事故により、現在もなお、多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活の安定、再建が望まれている。とりわけ、妊婦は、生活や身の回りの不自由さに加え、原子力発電所事故による放射線の身体への影響や将来に対する不安などにより、心身ともに過酷な状況にある。

現在、厚生労働省は、被災者支援に当たり、助産師等の相談員の避難所配置や訪問支援を行うことなどを求める通知を各都道府県に発出し、各地域では、懸命にその対応が図られているところである。しかしながら、被災規模が大きく、避難先も広範囲に渡っていることや、原子力発電所事故の収束の見通しが立っていないことなどから、十分な態勢で取組が進められている状況にはなっていない。

よって、国におかれては、誰もが、いついかなる状況においても、安全かつ安心して妊娠・出産ができ、その後の育児も安心して行える環境整備に万全を期されるよう、次の事項について、取組を推進されることを強く要望する。

- 1 原子力発電所事故の影響や収束の見通しが不明確な中、妊娠葛藤相談が増加することが予想されるため、早期に相談体制を確立すること。また、国の取組として、恒久的な公的妊娠葛藤相談制度を導入すること。
- 2 原子力発電所事故による放射線の妊婦への影響や胎児と放射線との関係等について、国が把握している情報を早急に開示するとともに、正確でわかりやすい情報提供に努めること。
- 3 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく賠償に当たっては、胎内被ばくや避難等による母子の精神的な負担等に対する被害も対象とすること。
- 4 出産育児一時金や妊婦健康診査公費負担制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
文部科学大臣	高 木 義 明 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
経済産業大臣、原子力経済被害担当	海江田 万 里 殿
東日本大震災復興対策担当、防災担当大臣	平 野 達 男 殿
原発事故の収束及び再発防止担当大臣	細 野 豪 志 殿

京都府議会議長 近藤 永太郎

安心・安全な生食用食肉の基準制定を求める意見書（案）

富山県など4県において発生した焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事件は、食肉を生食した小児等4名が死亡し、多くの重症者が確認されるという大変痛ましい事態となった。

これまでからも、食肉の生食を原因とする食中毒が多発している状況にあることから、生食用食肉の安全性について、国民は大きな不安を抱いている。

現在、食肉の生食による食中毒予防については、平成10年に厚生労働省が策定した「生食用食肉の衛生基準」等に基づき、関係業者への監視指導が行われているが、同基準は、成分規格、加工等基準、保存等基準及び表示基準のいずれもが強制力のない目標値であり、業者ごとに食肉等の衛生管理の内容に差異が生じ、その形骸化が指摘されているところである。

については、国におかれては、国民の食の安心・安全を確保するため、各自治体が統一した法的拘束力のある基準のもと、実効性ある監視指導を行うことができ、業者による生食用食肉の衛生管理が更に徹底されるよう、次の事項について、早急に取り組まれることを強く要望する。

- 1 現在、国において策定作業中の牛肉及び馬肉の生食用食肉に係る食品衛生法第11条に基づく「規格基準」を、早急に制定・施行すること。
- 2 食鳥肉その他の生食用食肉についても早急に検討を行い、「規格基準」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
消費者及び食品安全担当大臣	細 野 豪 志 殿

京都府議会議長 近藤 永太郎

## 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきた。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集し、また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、さまざまな見直しが求められている。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講じるなど、積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、国におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、次の項目について、速やかに実施されるよう強く要望する。

- 1 公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 3 公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。
- 4 公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取組事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
- 5 公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
総務大臣	片	山	善	博	殿
文部科学大臣	高	木	義	明	殿
国土交通大臣	大	畠	章	宏	殿
防災担当大臣	平	野	達	男	殿

## 「日本料理」の世界無形文化遺産登録に関する意見書（案）

我が国は、四季折々の豊かな自然に恵まれる中で、古から、高度な学問や芸術、様々な文学や宗教などが相互に影響を与え合いながら、日本固有の感性豊かな文化を育んできた。

「日本料理」は、これら我が国の文化を礎として発展してきたもので、多様な季節の食材と器やしつらい、もてなしの心などが一体となり、「型」や「間」を重んじる独特の美学と高度な精神性と共に裏打ちされた日本文化の粋、日本の美の象徴とも言えるものである。とりわけ、千年以上の長きにわたり都として存在した京都において発展してきた「京料理」は、日本はもとより世界中の人々から、世界最高の料理であると高い評価を得ているところである。

現在、世界無形文化遺産として、ユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録されているものは213件にのぼっている。この中には、世界の中で、地域を代表する固有の料理として、「フランスの美食術」、「メキシコの伝統料理」、「地中海料理」の3件が登録されている。

世界無形文化遺産は、「長い時間をかけて世代から世代へと受け継がれてきた「生きた遺産」であり、有形の文化遺産と同じく人類にとって重要な文化遺産である」と言われている。京料理に代表される「日本料理」は、我が国における料理の根幹をなし、悠久の歴史の中で築きあげられてきた、まさしく文化遺産登録にふさわしいものである。

このような中、去る7月5日には、農林水産省で「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」が設置され、ようやく登録に向けた検討が開始されたところである。

ついては、国におかれては、関係省庁の緊密な連携のもと、ユネスコの「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に一日も早く登録が行われるよう、積極的な取組を進められることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
文部科学大臣	高	木	義	明	殿
文化庁長官	近	藤	誠	一	殿
農林水産大臣	鹿	野	道	彦	殿
観光庁長官	溝	畑		宏	殿

京都府議会議長 近藤 永太郎

「社会保障と税の一体改革」に関する意見書（案）

政府・与党は 6月30日、「社会保障改革検討本部」で、消費税増税を盛り込んだ「社会保障と税の一体改革案」を決定し、7月1日、閣議に報告した。

「一体改革案」は、「まずは、2010年代半ばまでに、段階的に消費税を10%まで引き上げる」と明記し、さらに、10%以上への税率引上げも想定している。

また、「社会保障との一体改革」と言いながら、その中身は、医療費の窓口負担の引上げ、年金の支給開始年齢の先延ばし、生活保護支給水準の引下げなど社会保障の切り捨てのオンパレードとなっている。

「一体改革」の名で社会保障を切り捨て、消費税を増税するというやり方は、東日本大震災の被災者にも重い負担を負わせ、復興の障害となり、さらに、被災地のみならず、大震災の影響を受けて深刻化する京都経済にも大きな打撃を与えるものである。

大企業の手持ち資金は52兆円を超えて過去最大に膨らみ、利益も急回復している。本来、軍事費や原発推進費、政党助成金など不要不急の予算にメスを入れ、大企業や大金持ちへの行き過ぎた減税を是正するなど国民の立場に立った財源策を真剣に追求すべきである。

よって、国におかれては、今回の「一体改革案」を撤回するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
経済産業大臣	海江田 万 里 殿
内閣官房長官	枝 野 幸 男 殿
社会保障・税一体改革担当大臣	与謝野 馨 殿

京都府議会議長 近藤 永太郎

原子力発電からの脱却と自然エネルギーの飛躍的普及を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃と不安を与え、現在でもその収束の道筋さえ見えない深刻な事態に陥っている。

地震や津波に加え、大気や海中に放出されたおびただしい放射性物質の汚染により、12万人を超える住民が、住み慣れた家、職場を追われ、避難生活を送っている。さらに50km以上離れた地域でも「ホットスポット」と呼ばれる高濃度汚染地点の広がりが明らかになり、さらに多くの避難が求められるなど、放射能汚染は福島県だけでなく、広範に広がり、地域社会の崩壊を招く事態になっている。福島第一原子力発電所の事故は、「原発に過酷事故は起きず絶対に安全だ」という「安全神話」が完全に崩壊し、原発がいったん事故を起こせば抑えることのできない危険性を持っていることを明らかにした。こうした事態を招いた東京電力と国の責任は重大であり、今後の日本社会のあり方が問われている。

京都府に隣接する福井県若狭湾は、14基の原子力発電所が立地する世界最大の原発密集地域であり、府域全体は原発群から100キロ圏内に位置する。若狭湾には活断層も集中し、大地震の発生も懸念されている。また、関西の命の水源、琵琶湖は30キロ圏内に位置し、若狭湾の原発群で過酷事故が発生すれば、関西1400万人の命と暮らしが直接脅かされる。事故発生以来、府民は原子力発電所事故に対し不安と危険を覚えている。

今必要なことは、国において、福島第一原子力発電所の過酷事故を教訓に、14基の原発増設の新エネルギー政策の撤回と期限を定めた原子力発電からの脱却、エネルギー政策の抜本的な転換を図ることである。また、その期限に至るまで、このような過酷事故を二度と起こさないため、原子力発電所の事故防止の緊急対策を具体化することである。

よって、国におかれては、以下の事項を実行されるよう強く求める。

- 1 5年から10年で原子力発電から脱却する計画を持つ政治的決断を行ない、自然エネルギーの飛躍的活用による低エネルギー社会を実現するエネルギー政策に転換すること。
- 2 30年を超え、高経年化している原子力発電所やプルサーマル運転を中止し、高速増殖炉「もんじゅ」の運転計画を直ちに中止すること。
- 3 原子力発電所にかかる安全基準の抜本的な見直し、緊急時計画区域（EPZ）の見直しなどを図り、自治体に対して防災対策の財政保障を強化すること。
- 4 事故の危険を最小限にするため、強力な権限と体制を持ち、原発推進機関から完全に独立した規制機関を緊急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
環境大臣	江 田 五 月 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
文部科学大臣	高 木 義 明 殿
経済産業大臣	海江田 万 里 殿
内閣官房長官	枝 野 幸 男 殿
原発事故の収束 及び再発防止担当大臣	細 野 豪 志 殿



大学生の学費負担軽減、奨学金制度の拡充を求める意見書（案）

大学の初年度納付金は、国立で平均82万円、私立で平均131万円にのぼり、学生や父母の負担はもはや限界に達している。また、長引く不況による「貧困と格差」の拡大、東日本大震災の経済的影響などの下、高い学費が払えず、中途退学や休学をせざるをえない学生が広がっている。

そもそも国民には「教育を受ける権利」（日本国憲法24条）が保障されている。国際的にも、国際人権規約A規約第13条第2項（C）で高等教育の漸進的無償化を定めており、世界の約160か国が批准している。ところが、日本政府はこの条項を留保しつづけ、その結果、日本における高等教育に対する予算支出は、対GDP比で0.5%と、OECD諸国平均（対GDP比1%）と比べても極めて低い水準にとどまり、学生や父母の負担は年々増大する事態となっている。

さらに、現在、学生の約3人に1人が利用している日本学生支援機構の奨学金制度は、その75%が有利子制度であり、昨年度から導入された返済延滞者の「ブラックリスト」化とあわせて、学生や父母にとって、返済への負担や不安も大きく利用しにくいものとなっている。

よって、国におかれては、大学で学びたいという志を持った学生を経済的負担によって排除することなく、政府の責任で、日本社会の復興と再生、新しい時代の担い手としての学生が学び成長できる環境を整えていくために、次の事項を実施するよう、強く求めるものである。

- 1 国際人権規約A規約第13条第2項（C）の留保を撤回し、大学の学費の段階的無償化にふみだすこと。
- 2 高等教育予算をOECD諸国平均並みに引き上げ、学生への学費免除措置を広げること。
- 3 学生がより利用しやすい奨学金制度にするために、無利子奨学金枠を拡充し、給付制奨学金を創設すること。また、奨学金の返済について、卒業後の収入等に応じ、返済猶予などの措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長 横路孝弘 殿  
参議院議長 西岡武夫 殿  
内閣総理大臣 菅直人 殿  
外務大臣 松本剛明 殿  
財務大臣 野田佳彦 殿  
文部科学大臣 高木義明 殿

京都府議会議長 近藤永太郎

学生の雇用確保と就職活動のルールづくり、経済的負担の軽減を求める意見書（案）

平成22年度の大学卒業者の就職内定率は91.1%であり、「社会に出て働きたいのに就職先が見つからない」という若者が、同年代の1割近くもいることは深刻な事態である。また、就職活動が3回生の夏から始まり、平日に面接や試験があるために、授業を休まなければならなかったり、学業との両立が大きな問題になっている。

さらに、説明会や面接に参加するための交通費だけで月10万円もかかるという例も報告されている。就職活動の早期化や長期化が進み、学生が焦りや不安を抱えて、働く意味や将来のことを十分に考えることができないまま、就職活動を行っていることは、企業や社会にとっても大きな損失となる。

日本経団連が2011年1月に会員企業に向けて「新卒採用のための広報活動を2箇月遅らせる」よう要請する方針を決定したが、開始時期を2箇月遅らせただけでは根本的な解決にはならず、学業と就職活動の両立の解決にはなっていない。

よって、国におかれては、学生の雇用確保と就職活動のルールづくり、経済的負担の軽減を図るために、次の事項を実施することを求めるものである。

- 1 就職難打開に向けて、抜本的に雇用を増やす取組を強化すること。
- 2 就職活動の早期化・長期化を改め、平日の説明会や面接を禁止するなどのルールづくりを進めること。
- 3 鉄道などの旅客運賃の学割率の引上げをはじめ、企業説明会や面接等のための交通費など就職活動にかかる費用を軽減する支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
経済産業大臣	海江田 万 里 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 近藤 永太郎